

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 期末手当

(1) 令和3年12月期の支給割合

① ②及び③以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分(特定管理職員にあっては、0.925月分)とすること。

② 再任用職員

期末手当の支給割合を0.625月分(特定管理職員にあっては、0.525月分)とすること。

③ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

① ②及び③以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(特定管理職員にあっては、それぞれ1.0月分)とすること。

② 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.575月分)とすること。

③ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。